

熊野先生講演会コメントメモ

池田 雄二

3 頁 熊野先生の経歴から判るように、法律は潰しがきく。かつて経済学部が新進の学問であった頃、民法の大学者川島武宜先生は法学部生は「パンの為に法学をやっているのだろう」といわれて、複雑な思いをしたときく。それはともあれ、法学がパンになりやすいことは間違いない。社会のどこでも必要だから、どこの組織でも必要となる。企業なら法務部が最も法的知識を活かすのに適当な職場だろうが、法務部でなくても、また仕事をやめても、独立開業できる資格につながりやすいから、潰しが効く。ただし、実際にパンを得るには大変な努力が必要であり、独立開業してパンを得られている先生はそのこと自体凄いといえる。

5 頁 宅建士等の不動産関係の専門家は昔は足で情報を稼いで、土地の査定を行っていた。もちろん実際に現場に行く事は今でも大事なのだが、最近の住宅地査定は住宅地価格査定マニュアルシステムを使う。必要情報を入れると自動計算される。従って技術の理解があれば、査定できそうだが、最終的にはプロの目からみた微調整が必要になるというから、まだまだ専門家の手が必要だ。また不動産売買では売り手にとっては思い入れがあることが多い、その他当事者の心理に大きく左右されるから、効率性だけでなく、頻繁に足を運んでコミュニケーションを取る等いわゆる足で稼ぐケアや信頼獲得が必要となる。この辺は AI では代替できないと聞く。

6、12 頁 かつては、通販会社等がこうした顧客情報を元手にカタログ送付先選別等に用いており、こうした情報自体が価値を持つものとして不正競争防止等で保護されてきた。こうした個人を特定できる情報のまま第三者提供はできないが、匿名加工情報にすることで、一定のルールの下で、本人同意を得ることなく、事業者間データ取引、連携に利用できる。こうした制度は個人情報保護法 2017 年改正によって導入された。しかしこういう運用を許しても覚えのない業者からのセールスが後を絶たない。個人情報取得源を尋ねても不正取得が多いので、絶対に言わない。正直者が馬鹿をみるような状況がある。また最近、クッキーを利用したターゲット広告が問題となっているが、これについては利用者の事前同意が必要であるとする法改正が昨年にも成立している。

18-20 頁 法的判断はあらゆる仕事で必要になる。例えば、教員でも例外ではない。例えば、卒アル業者等に学生の個人情報を学生の同意を取らずに伝えて良いか等、つまり自分のやろうとしていることが適法かどうか、相手のやっていることが適法かどうか判断できることは、自分の身を守る場合にも必要になる。また組織内部の交渉でも道義だけに訴えて交渉するよりは具体的な法令等のルールを示してやった方が説得性をもつことが多い。ただし、人は正しい事を言われると、正しいと解っ

ていても反って気を損ねる心理もある。法律はその典型であるから、伝え方等には細心の注意が必要である。

21 頁

法律は正義の実現を目指す、それを掲げるだけでは往々にして人は動かない。なるべく広く隣接分野を学ぶことが必要であることは確かである。伝え方が大事とあったが、こういったことは法令そのものの勉強だけからでは身に付かない。このような法を運用する者の持つべき教養、姿勢をリーガルマインドというが、そういうものは法学だけでは身に付かない。ベースとしては幅広い教養、経験が必要になる。